



埼玉県報

第 2 2 2 1 号
平成 22 年 9 月 24 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [地域森林計画変更案縦覧告示\(森づくり課\)](#)
- [草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画区域区分の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画用途地域の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画道路の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定の取消し\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)

告 示

埼玉県告示第千二百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおい系

三 代表者の氏名

豊田 淳一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市亀久保一丁目五番二十三号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、心身障害者に対し、その社会参加と自立を支援するため、介護及び各種福祉サービスの事業を行い、もって心身障害者の福祉の増進並びに地域社会の福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、高齢者・心身障害者に対し、その社会参加と自立を支援するため、介護及び各種福祉サービスの事業を行い、もって高齢者・心身障害者の福祉の増進並びに地域社会の福祉事業の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年九月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 North East Japan Study Group

三 代表者の氏名

小林 国彦

四 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市山根町千三百九十七番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、肺癌や胸部悪性疾患に関する多施設臨床研究及び臨床に役立つ基礎的研究を行い、肺癌や胸部悪性疾患の診断及び治療の進歩に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第千二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、埼玉県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 森林計画区の名称

埼玉森林計画区

二 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

縦覧場所	縦覧期間
埼玉県農林部森づくり課	平成二十二年九月二十四日（金）から同年十月二十五日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く日の午前九時から午後四時三十分まで）
埼玉県川越農林振興センター	
埼玉県秩父農林振興センター	
埼玉県寄居林業事務所	

告示

埼玉県告示第千二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

草加都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市住宅・都市計画課、八潮市都市デザイン課、三郷市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年九月二十四日から平成二十二年十月八日まで

告示

埼玉県告示第千二百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

三郷市新三郷ららシテイ一丁目、新三郷ららシテイ二丁目及び新三郷ららシテイ三丁目の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域 なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市住宅・都市計画課、八潮市都市デザイン課、三郷市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年九月二十四日から平成二十二年十月八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

八潮市大字大瀬、三郷市新三郷ららシテイ一丁目、新三郷ららシテイ

二丁目及び新三郷ららシテイ三丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市住宅・都市計画課、八潮市都市デザイン課、三郷市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年九月二十四日から平成二十二年十月八日まで

告示

埼玉県告示第千二百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画道路三・四・二十六号八潮金町線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

八潮市大字大瀬字根通の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市住宅・都市計画課、八潮市都市デザイン課、三郷市都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年九月二十四日から平成二十二年十月八日まで

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年八月二十七日

指令川建セ第二一〇〇五二一号

二 検査済証番号

平成二十二年九月十七日

川建セ第二二〇〇六二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字下川原字上殿九八二番一、同番二、同番三、九八四番一、九八五番、九八六番一、同番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字下川原一二七六番地

学校法人 城西医療学園 理事長 新藤宣夫

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年九月十七日

指令川建セ第二二〇〇二一号

二 検査済証番号

平成二十二年九月十七日

川建セ第二二〇〇六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字西戸字朝日山八五五番八、同番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字西戸八五五番地八

小野寺 慶喜

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年八月三十日

指令川建セ第二二〇〇三九〇号

二 検査済証番号

平成二十二年九月十七日

川建セ第二二〇〇六〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字長谷字九ノ谷一〇九番五、一一一四番八八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字長谷一〇九番地五

矢吹 豪 矢吹 千加子

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年九月六日

指令川建セ第二二〇〇一一一号

二 検査済証番号

平成二十二年九月十七日

川建セ第二二〇〇六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町前久保南三丁目二九番一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町志賀四七七番地三

志賀 基生

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 二 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 一 年 八 月 二 十 六 日	指 定 の 年 月 日
児 玉 郡 上 里 町 大 字 大 御 堂 中 通 北 六 十 九 番 十 七 先 九 番 十 七	指 定 道 路 の 位 置
二 十 ・ 七 八 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 〇 二 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十九年六月二十日に行った道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 三 号	取 消 番 号
平 成 二 十 一 年 九 月 十 八 日	取 消 年 月 日
児 玉 郡 上 里 町 大 字 七 本 木 字 三 田 三 千 六 百 一 十 三 一 、 三 千 六 百 一 十 三 四	取 り 消 し た 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
四 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)
十 八 ・ 四 メ ー ト ル	道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
行 田 市 持 田 二 丁 目 六 番 一 十 号 井 上 功	申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第熊4号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二條 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十一年十月 三十日	指定の年月日
児玉郡上里町大字藤木戸字並木五百七十一番十一	指 定 道 路 の 位 置
三十一・六九メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
四・二〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 五 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 二 年 一 月 十 四 日	指 定 の 年 月 日
児 玉 郡 上 里 町 大 字 神 保 原 町 字 中 浦 七 百 九 十 一 番 二 十 一、 七 百 九 十 一 番 二 十 二、 七 百 九 十 一 番 二 十 五	指 定 道 路 の 位 置
五 十 一 ・ 一 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
六 ・ 一 九 メ ー ト ル 、 六 ・ 二 八 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 八 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 二 年 二 月 十 八 日	指 定 の 年 月 日
児 玉 郡 上 里 町 大 字 七 本 木 字 三 田 三 千 四 百 七 十 番 十 一	指 定 道 路 の 位 置
十 五 ・ 三 五 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 五 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第熊九号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十二年二月 十八日	指定の年月日
児玉郡上里町大字金久保字一本木南百八十二	指 定 道 路 の 位 置
二十五・六七メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
四・五〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十八年八月二十一日に行つた道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第熊 一 号	取 消 番 号
平成二十二年七月十六日	取 消 年 月 日
児玉郡上里町大字三町字殿荒久八百四十二 九 八百四十五 十八、八百四十七 六 八百四十七 五 八百四十五 十七	取 り 消 し た 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
六・〇〇メートル	道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)
四十六・一〇メートル	道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
児玉郡上里町大字三町八百四十八番地 萩原栄一	申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名 又 は 名 称

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 二 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 二 年 九 月 一 日	指 定 の 年 月 日
児 玉 郡 上 里 町 大 字 神 保 原 町 字 柿 木 四 百 四 十 九 番 一、 四 百 四 十 九 番 六 の 一 部	指 定 道 路 の 位 置
三 十 五 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
五 ・ 五 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十二年九月二十四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 三 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 二 年 九 月 二 日	指 定 の 年 月 日
児 玉 郡 上 里 町 大 字 七 本 木 字 三 田 三 千 六 百 四 十 六 番 四	指 定 道 路 の 位 置
三 十 四 ・ 〇 一 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 二 八 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)